(八)　自動車教習用貨物自動車の特別償却制度について、対象となる車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の自動車の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）

(九)　被災代替資産等の特別償却制度について、対象となる特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった減価償却資産に代わるものの範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の二、第二八条の三及び第三九条の五〇の二関係）

(一〇)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる研究所用の施設に係る要件のうちその取得等に必要な資金の額の最低限度を三億円以上（改正前二億円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の四関係）

(一一)　共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設の取得価額の最低限度を二〇〇万円以上（改正前一〇〇万円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の五及び第三九条の五二関係）

(一二)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の三及び第二八条の九関係）

(1)　過疎地域に係る措置について、対象となる事業につき、農林水産物等販売業を加えるとともに、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業を除外した上、その適用期限を二年延長する。

(2)　沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、各地区に係る適用期限を二年延長する。

(3)　半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び振興山村に係る措置の適用期限を二年延長する。

(一三)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度について、その適用を受ける場合における確定申告書等への一定の書類の添付義務等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の七、第二九条の四及び第三九条の六三関係）

(一四)　特定都市再生建築物等の割増償却制度における都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる都市再生事業のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において施行されるものに係る土地の区域の面積要件を七万五、〇〇〇平方メートル以上（改正前五万平方メートル以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第七条、第二九条の五及び第三九条の六四関係）

(一五)　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例について、その適用を受ける法人の子会社に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものにつき、その適用を受ける事業年度等において不適用となる規定の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三五条の二及び第三九条の八九の二関係）

(一六)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（確定優良住宅地等予定地のための譲渡等に係る適用除外措置）における特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となった場合において予定期間を延長する措置について、その延長期限等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三八条の四及び第三九条の九七関係）

(一七)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条、第三九条の七及び第三九条の一〇六関係）

(1)　長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る措置について、買換資産のうち鉄道事業用の車両運搬具の範囲を貨物鉄道事業用の電気機関車に限る。

(2)　船舶から船舶への買換えに係る措置について、譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものの進水の日から譲渡の日までの期間の上限を四〇年（改正前四五年）に引き下げる。

(3)　特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間内に買換資産の取得をすることが困難となった場合において取得指定期間を延長する措置について、その延長期限を定める。

(一八)　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二四及び第三九条の一二二関係）

(一九)　協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例について、協同組合等が普通出資を有する場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三〇及び第三九条の一二四の六関係）

(二〇)　投資法人に係る課税の特例における事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることの要件について、その特定の資産の範囲に含めることができる再生可能エネルギー発電設備の取得期限を三年延長することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三関係）

(二一)　課税所得の範囲の変更等の場合の特例について、対象となる法人の範囲に生産森林組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の四関係）

国際課税

(一)　合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例について、特例の適用の対象となる特定株式分配により非居住者が交付を受けた外国完全子法人株式の取得価額等について定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一四関係）

(二)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一九～第二五条の三一、第三九条の一四～第三九条の二〇の九及び第三九条の一一四～第三九条の一二〇の九関係）

(1)　外国関係会社の判定における間接保有割合の算定方法の細目を定める。

(2)　会社単位の合算課税制度

イ　航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社の事業基準を満たすための要件の細目を定める。

ロ　本店所在地国の法令の規定による免許等を受けて保険業を営む一定の外国関係会社の実体基準及び管理支配基準の判定方法の細目を定める。

ハ　製造業を主たる事業とする外国関係会社の所在地国基準の判定方法の細目を定める。

ニ　関連者との間で行われたものとみなされる非関連者との間の取引の非関連者基準の判定方法の細目を定める。

ホ　保険業を主たる事業とする一定の外国関係会社の非関連者基準の判定方法の細目を定める。

ヘ　航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定方法の細目を定める。

(3)　部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度

イ　部分合算課税の対象から除外する配当等に係る持分割合要件（一〇パーセント）が適用される外国法人の細目を定める。

ロ　受取利子等のうち、部分合算課税の対象から除外されるものの細目を定める。

ハ　外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額のうち、部分合算課税の対象から除外されないものの細目を定める。

ニ　無形資産等の使用料のうち、部分合算課税の対象から除外されるものの細目を定める。

ホ　無形資産等の譲渡に係る対価の額のうち、部分合算課税の対象から除外されるものの細目を定める。

(4)　特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。